

5 協働のまちづくりの推進に向けた今後の方針



本市の現状や課題及びふじみ野市自治基本条例の趣旨を踏まえ、協働のまちづくりを4つの方針を柱に推進していきます。

(1) 意識啓発と相互理解の推進

①職員意識改革と能力向上

②市民意識の醸成

(2) 情報の共有化の推進

①広報、ホームページ、SNS等による情報公開の推進

②情報の交流・ネットワークづくりの推進

(3) 協働の主体との連携・強化

①持続可能な自治組織づくりの推進

②幅広い協働のまちづくりの主体との包括連携の推進

(4) 協働の推進体制の整備

①全庁的な推進体制の構築を図るための市のコーディネート機能の充実

②「ふじみ野市協働のまちづくり推進隊」及び「ふじみ野市協働のまちづくり庁内推進委員会」の機能充実

③支援拠点の運営体制の充実

④新たな協働の仕組みづくり（モデル化）の推進

ふじみ野市協働のまちづくり推進指針

—みんなで創るふじみ野—

【早わかり版】

ふじみ野市では、少子高齢化などの社会的な背景を踏まえ、今後のまちづくりの基本となる「協働」の基本的な考え方と推進に向けた方針として平成29年10月に「協働のまちづくり推進指針」を定めました。

この【早わかり版】は、指針の本編を市民の皆さんに分かりやすくしたものです。



ふじみ野市

問い合わせ先/ふじみ野市 市民活動推進部 協働推進課地域振興係
電話番号 049-262-9016 (直通)
ファクス番号 049-266-1227
電子メール chiihinkou@city.fujimino.saitama.jp

1 「協働」とは

協働とは、市民、NPO、自治組織、企業、市など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的や目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のことです。

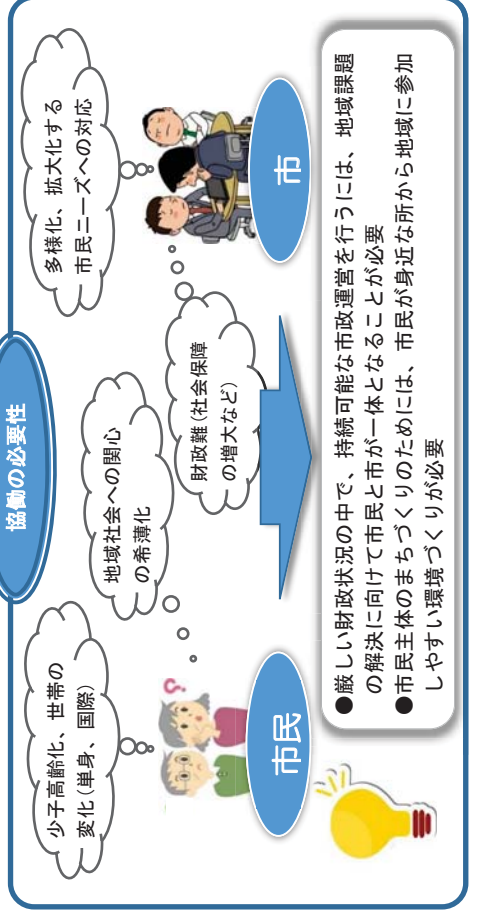
協働により、お互いの特性を理解し、十分に認め合い、また地域課題の合意形成を図りながら解決していくことで、地域での連帯感が向上し、今まで以上に地域または市全体の活性化につながっていきます。

2 協働の7つの基本原則

協働のまちづくりを推進するために、次に掲げる協働の原則を担い手の共通認識とします。

- 対等 一 対等の立場に立つこと 一
- 自主性尊重 一 市民（市民活動）が自主的に行うことを尊重すること 一
- 自立化 一 市民（市民活動）が自立化する方向で協働を進めること 一
- 相互理解 一 それぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと 一
- 目的共有 一 その活動の全体又は一部について目的を共有すること 一
- 公開 一 お互いの関係が公開されていること 一
- 相互評価 一 課題や改善点について話し合うこと 一

3 協働の必要性

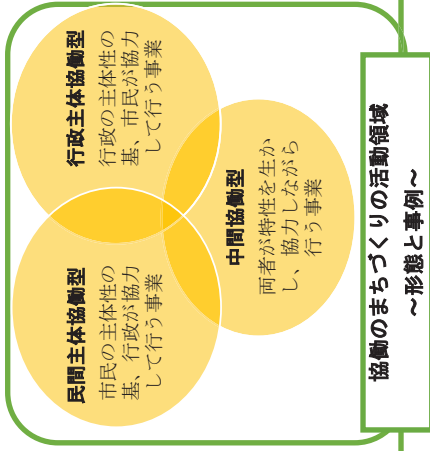


4 協働の活動領域と形態

市民と市はあらゆる領域で協働の関係にあるわけではなく、独自に活動する領域を持っています。協働のまちづくりの活動領域の中で、事業内容や担い手を考慮して、最も効果的な方法や適切な協働の形態を選択しますが、協働するにあたっては、万が一の場合に備え、お互いに安全対策に万全を期す必要があります。

協働の領域と形態は、次の図のとおりです。

【市民と市の協働の領域と形態】



協働のまちづくりの活動領域 ～形態と事例～

- ◆ **補助** ◆
市が市民の自主的かつ創造的な取組等に對し、その事業費を支援する形態
⇒ 財政支援を行うことで協働の領域が広がります。
例) 自治組織運営活動への支援
- ◆ **後援** ◆
市がNPO等の事業の趣旨に賛同し、応援・援助する形態(主に名義の付与)
- ◆ **委託** ◆
優れた資格・能力を持つ第三者に事業を委ねる形態
⇒ 市民が有するノウハウを広く活用することができます。
例) 市民大学ふじみ野、スポーツフェスティバル
- ◆ **実行委員会** ◆
構成団体相互の特性を生かした企画運営により、協力して事業を行う形態
⇒ 多数の市民の参加が可能となり、協働の輪が広がります。
例) 上福岡七夕まつり おおい祭り、環境フェア
- ◆ **事業協力** ◆
NPO等と市との間で、お互いの特性を生かす役割分担を取り決め、協力して事業を行う形態
⇒ 事業者の弱点を補完することで実施体制の強化につながります。
例) 大学等との包括連携協定に基づく事業、民間企業との災害協定
- ◆ **共催** ◆
NPO等と市が主催となっており、対等な立場で事業を行う形態
⇒ 協働の成果を共有することができます。
例) スポーツカレッジ